

滋賀県職員モデル給与例（行政職職員）

（単位：円）

職階	年齢	扶養親族	減額措置前					減額措置後				
			勧告前		勧告後		年間給与増減額	勧告前		勧告後		年間給与増減額
			月額	年間給与	月額	年間給与		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25	独身	210,092	3,351,000	210,290	3,354,000	3,000	207,991	3,326,000	208,187	3,329,000	3,000
主任主事	30	配偶者	262,456	4,168,000	262,703	4,171,000	3,000	259,969	4,138,000	260,214	4,142,000	4,000
主査	35	配偶者、子一人	318,530	5,111,000	318,830	5,116,000	5,000	314,657	5,065,000	314,954	5,070,000	5,000
副主幹	40	配偶者、子二人	361,884	5,801,000	362,225	5,806,000	5,000	357,538	5,749,000	357,875	5,754,000	5,000
主幹	45	配偶者、子二人	414,460	6,726,000	414,851	6,733,000	7,000	409,430	6,666,000	409,816	6,672,000	6,000
課長補佐	50	配偶者、子二人	446,366	7,239,000	446,787	7,245,000	6,000	440,990	7,174,000	441,406	7,181,000	7,000
課長	-	配偶者、子二人	584,908	9,228,000	585,459	9,237,000	9,000	544,633	8,745,000	545,147	8,753,000	8,000
部長	-	配偶者	688,258	11,331,000	688,907	11,342,000	11,000	623,089	10,549,000	623,677	10,559,000	10,000

注1 月額および年間給与は、大学卒上級採用者を例に、基本給、扶養手当、管理職手当および地域手当を基礎に算出しています。

2 「減額措置前」の欄には「平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例」による減額措置前の額を、「減額措置後」の欄には同条例による減額措置後の額を記載しています。

3 減額措置の内容については、基本給、管理職手当などの減額となっています。